# 経営法務

| 2026年合格目標 TAC教材 | 令和8年度 中小企業診断士1次試験 |
|---|---|
| 1次上級答練　第13問<br>イ　優先権主張の優先期間は、特許および実用新案については12カ月、意匠および商標については6カ月であることが、パリ条約に規定されている（○）。 | 本試験問題　第10問（設問2）<br>［本試験：空欄B（問題文抜粋）］<br>優先権については、パリ条約4条に以下のように規定されている。<br>4条A(1)<br>いずれかの同盟国において正規に特許出願若しくは実用新案、意匠若しくは商標の登録出願をした者又はその承継人は、他の同盟国において出願することに関し、以下に定める期間中優先権を有する。<br>（中略）<br>4条C(1)<br>A(1)に規定する優先期間は、［ B ］とする。<br><br>［本試験：選択肢ウ・エ（問題文抜粋）］<br>B：特許及び実用新案については12カ月、意匠及び商標については6カ月 |
| 1次養成答練　第19問<br>エ　実用新案権者は、自己の実用新案権の侵害者に対して警告をした後、遅滞なくその登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示しなければ、その権利を行使することができない（×）。 | 本試験問題　第11問<br>ウ　実用新案権者又は専用実施権者は、その登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、自己の実用新案権又は専用実施権の侵害者等に対し、その権利を行使することができない（○）。 |
| 1次完成答練②　第17問<br>エ　地域団体商標に係る商標権は、他人に譲渡することができない（○）。 | 本試験問題　第13問<br>ウ　地域団体商標に係る商標権は、誰にでも譲渡することができる（×）。 |
| 1次養成答練　第24問<br>ウ　意匠法には、出願審査請求制度が規定されている（×）。 | 本試験問題　第14問<br>エ<br>D　氏：「弊社は意匠登録出願をしたばかりなのですが、新規性があるか否かなどの実体審査を受けるために、特許庁に出願審査の請求をする必要があるのですか。」<br>あなた：「はい。意匠法には出願審査の請求の制度があり、この請求がなければ新規性などの実体審査は開始しません。」（×） |
| 1次養成答練　第3問<br>エ　人の生命または身体の侵害による損害賠償請求権を除き、債務不履行による損害賠償請求権は、時効の完成猶予や更新がなければ、債権者が権利を行使することができることを知った時から3年間行使しないとき、または権利を行使することができる時から10年間行使しないときは、時効によって消滅する（×）。 | 本試験問題　第16問<br>ウ　債務不履行に基づく損害賠償請求権は、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しない場合、時効によって消滅する（○）。 |
| 1次養成答練　第3問<br>ア　債務者がその債務の本旨に従った履行をしない場合、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因および取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、債務不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときを除き、債権者は当該契約を解除することができる（○）。 | 本試験問題　第18問<br>ウ　債務不履行を理由として契約を解除する場合、債権者は、債務者の責めに帰すべき事由を立証する必要はない（○）。 |
| 1次完成答練②　第24問<br>ウ　売主が品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主が目的物の引渡しから1年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として損害賠償の請求をすることができない（×）。 | 本試験問題　第19問<br>ア　売主が、品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡したが、引渡し時にその不適合を過失なく知らなかった場合において、買主がその不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として損害賠償を請求することができない（○）。 |
| 1次公開模試　第23問<br>イ　相続の承認および放棄は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に限り、撤回することができる（×）。 | 本試験問題　第22問<br>イ　相続の承認および放棄は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3カ月の熟慮期間内であっても、撤回することができない（○）。 |